



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則（行政改革推進課）… 1
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政改革推進課） …… 3
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政改革推進課）… 18

訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政改革推進課） …… 26

教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則 …… 45

規 則

沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則をここに公布する。
平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第8号

沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第2号。以下「教育委員会事務委任規則」という。）第2条の規定により知事の補助職員に委任された沖縄県立博物館・美術館（沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成19年沖縄県条例第72号）で設置された沖縄県立博物館・美術館をいう。以下「博物館・美術館」という。）の管理に関する事務を執行するための組織その他必要な事項について定めるものとする。

(博物館・美術館の管理に関する事務の所掌)

第2条 博物館・美術館の管理に関する事務のうち、教育委員会事務委任規則第2条本文の規定により文化観光スポーツ部の長（以下「文化観光スポーツ部長」という。）に委任された事務は、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号。以下「行政組織規則」という。）第76条の規定により設置する文化観光スポーツ部文化振興課が所掌する。

2 博物館・美術館の管理に関する事務のうち、前項に定める事務以外の事務は、博物館・美術館が所掌する。

(内部組織)

第3条 博物館・美術館に総務班、博物館班及び美術館班を置く。

(所掌事務)

第4条 総務班の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算その他会計事務に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。

- (3) 職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (4) 博物館・美術館協議会に関すること。
- (5) 指定管理者との連絡調整に関すること。
- (6) 他班の所掌に属さない事務に関すること。

2 博物館班の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 博物館・美術館の博物館施設に係る資料（以下「博物館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館施設及びその他施設の利用に関すること。
- (4) 博物館資料の調査研究に関すること。
- (5) 博物館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 博物館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理するものを除く。）。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術館班が分掌して処理するものを除く。）。

3 美術館班の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 博物館・美術館の美術館施設に係る資料（以下「美術館資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術館資料の利用に関すること。
- (3) 美術館施設の利用に関すること。
- (4) 美術館資料の調査研究に関すること。
- (5) 美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。
- (6) 美術館資料についての講演会、講習会、映写会、研究会等の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること（美術館班が分掌して処理するものに限る。）。
- (8) 教育、学術又は文化に関する施設への協力及びその活動の支援に関すること（美術館班が分掌して処理するものに限る。）。

（職の設置）

第5条 博物館・美術館に、館長、副館長、班長、主査、主事及び学芸員を置く。

2 博物館・美術館に、特に必要と認められるときは、主任学芸員、主任専門員、主任、専門員及びその他の職員を置くことができる。

（職の職務内容）

第6条 前条に掲げる職の職務内容は、上司の命を受けて次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 館長は、博物館・美術館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 副館長は、博物館・美術館の事務を整理し、館長を補佐する。
- (3) 班長は、班の事務を処理する。
- (4) 主査は、博物館・美術館の特定事務を分掌する。
- (5) 主事は、一般的な事務を処理する。
- (6) 学芸員は、学芸業務に従事する。
- (7) 主任学芸員は、学芸業務を処理する。
- (8) 主任専門員は、博物館・美術館の専門的業務を処理する。
- (9) 主任は、一般的な事務を分掌する。
- (10) 専門員は、博物館・美術館の専門的業務に従事する。

（その他組織に関する事項）

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、博物館・美術館の組織に関し必要な事項は、博物館・美術館を行政組織規則第5条に規定する公の施設とみなして、同規則の規定を適用する。

（委任された事務に係る決裁等）

第8条 教育委員会事務委任規則第2条本文の規定により、文化観光スポーツ部長に委任された事務は、沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の規定の例により文化観光スポーツ部長が決裁するも

のとする。

- 2 教育委員会事務委任規則第2条ただし書の規定により、館長に委任された事務の決裁は、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和53年沖縄県規則第67号）の規定（第3条、第5条及び第13条を除く。）を準用する。この場合において、同規則の規定中「知事」とあるのは「沖縄県教育委員会」と、「所長等」とあるのは「館長」と読み替えるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、文化観光スポーツ部長及び館長は、教育委員会事務委任規則第2条の規定により委任された事務の執行に関し重大な疑義が生じたときは、沖縄県教育委員会に協議する等をして適正に事務を処理しなければならない。
- 4 館長は、前2項の規定又は教育委員会事務委任規則第3条の規定が適用される事務については、文化観光スポーツ部長を経由して同条に規定する手続を講ずるものとする。

（委任された事務以外の事務の委任及び決裁）

第9条 博物館・美術館の管理に関する事務を執行する組織及び職員の管理その他必要な事務の処理は、館長を沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則第2条第1項第1号に規定する所長等とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、館長は、沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の規定の適用に関し疑義が生じたときは、知事に協議しなければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、博物館・美術館の管理に関する事務の執行に関し必要な事項は、文化観光スポーツ部長に委任された事務については文化観光スポーツ部長が、館長に委任された事務については館長がそれぞれ定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第9号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3款 文化環境部」を「第3款 環境生活部」に、「第6款 観光商工部（第67条―第86条）」を「第6款 商工労働部（第67条―第75条）」に、
第6款の2 文化観光スポーツ部（第76条―第86条）」に、

「第4節 文化環境部関係出先機関

第1款 県民生活センター（第126条・第127条）

第2款 計量検定所（第128条・第129条） を

第3款 芸術大学（第130条・第131条）

第4款 平和祈念資料館（第132条・第133条）」

「第4節 環境生活部関係出先機関

第1款 衛生環境研究所（第126条・第127条）

第2款 動物愛護管理センター（第128条・第129条）

第3款 県民生活センター（第130条・第131条） に、

第4款 計量検定所（第132条・第133条）

第5款 食肉衛生検査所（第133条の2―第133条の4）

第6款 平和祈念資料館（第133条の5・第133条の6）」

「第11款 総合精神保健福祉センター（第162条―第164条）

第12款 衛生環境研究所（第165条・第166条）

第13款 動物愛護管理センター（第167条・第168条） を

第14款 食肉衛生検査所（第169条―第171条） 」

「第11款 総合精神保健福祉センター（第162条―第171条）」に、

「第7節 観光商工部関係出先機関」を「第7節 商工労働部関係出先機関」に、
「第3款 職業能力開発校（第213条—第231条）」を

「第3款 職業能力開発校（第213条・第214条）」

第7節の2 文化観光スポーツ部関係出先機関 に改める。

第1款 芸術大学（第215条—第231条）

第12条第4号を次のように改める。

(4) 環境生活部

第12条第7号を次のように改める。

(7) 商工労働部

第12条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 文化観光スポーツ部

第13条第4項中「文化環境部」を「環境生活部」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 県民生活、生活衛生及び交通安全に関する事項

第13条第4項第3号中「県民文化、」を削り、同条第7項中「観光商工部」を「商工労働部」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 文化観光スポーツ部においては、次に掲げる事務を分掌する。

(1) 文化に関する事項

(2) 観光及び国内外の交流に関する事項

(3) スポーツに関する事項

第22条第3号中「第115条第7号」を「第115条第6号」に、「第123条第10項」を「第123条第9項」に改める。

第24条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) ふるさと沖縄寄附金に関すること。

第29条第1項の表土地対策課の項中「地籍調査班 地籍管理班」を「地籍管理班」に改める。

第32条の2第9号中「閲覧」を「利用」に改める。

第2章第2節第3款の款名を次のように改める。

第3款 環境生活部

第33条を次のように改める。

(環境生活部の課及び班の設置)

第33条 環境生活部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
環境政策課	総務班 環境企画班 環境評価班
環境保全課	大気環境班 水環境・赤土対策班
環境整備課	一般廃棄物班 産業廃棄物班
自然保護課	自然保護班 自然公園班
県民生活課	交通安全班 市民活動推進班 消費生活班
生活衛生課	生活衛生・水道班 食品乳肉班
平和・男女共同参画課	平和推進班 男女共同参画班

2 前項に定めるもののほか、マトリックス組織として、環境政策課に環境影響審査班を、平和・男女共同参画課に男女共同参画推進班を置く。

第34条から第40条までを削る。

第41条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1

号を加える。

(1) 衛生環境研究所に関すること。

第41条を第34条とし、第41条の2を第35条とし、第41条の3を第36条とする。

第42条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 動物の愛護及び管理に関すること。

(9) 動物愛護管理センターに関すること。

第2章第2節第3款中第42条を第37条とし、同条の次に次の5条を加える。

(県民生活課の事務)

第38条 県民生活課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県民生活及び交通安全対策に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。

(3) 消費者行政及び物価行政に関すること。

(4) 不当景品類及び不当表示の防止に関すること。

(5) 消費者団体の指導育成に関すること。

(6) 消費生活協同組合に関すること。

(7) 物価に関連する消費者の苦情処理に関すること。

(8) 金融広報に関すること。

(9) 物価及び物資に関する情報の収集及び提供に関すること。

(10) 総合案内及び窓口相談に関すること。

(11) 災害救助に関すること。

(12) 計量検定に関すること。

(13) 貸金業に関すること。

(14) 県民生活センター及び計量検定所に関すること。

(15) 消費生活審議会に関すること。

(16) 地方改善施設整備事業に関すること。

(17) 交通安全の普及啓発及び交通事故相談に関すること。

(18) 交通安全対策本部及び交通安全対策会議に関すること。

(19) 県民生活の安全確保に関すること。

(20) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づく支援等に関すること。

(21) 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(22) その他県民生活及び交通安全に関すること。

(生活衛生課の事務)

第39条 生活衛生課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容師、美容師及びクリーニング業に関すること。

(2) 墓地、埋葬等に関すること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。

(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関すること。

(5) 食品衛生、調理師及び製菓衛生師に関すること。

(6) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。

(7) 狂犬病予防に関すること。

(8) と畜場に関すること。

(9) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。

(10) 化製場等に関すること。

(11) 食品の安全性の確保に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。

(12) 食品衛生検査施設における食品検査の信頼性確保業務に関すること。

(13) 水道行政に関すること。

(14) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関すること。

- (15) 生活衛生関係団体及び食品衛生関係団体の指導育成に関する事。
- (16) 食肉衛生検査所に関する事。
- (17) 生活衛生適正化審議会及び公衆浴場入浴料金審議会に関する事。
- (18) その他生活衛生に関する事。

(平和・男女共同参画課の事務)

第40条 平和・男女共同参画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 平和行政に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 平和祈念資料館に関する事。
- (3) 平和の礎に関する事。
- (4) 日本国憲法の普及に関する事。
- (5) 人権擁護思想の普及に関する事。
- (6) 戦後処理に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 男女共同参画社会の実現に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関する事。
- (8) 男女共同参画審議会に関する事。
- (9) 男女共同参画センターに関する事。
- (10) 財団法人おきなわ女性財団に関する事。
- (11) 女性団体の育成及び連絡調整に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) その他平和の推進及び男女共同参画に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第41条及び第42条 削除

第43条の表中

医務課	医務看護班 医療対策班 結核感染症班
国保・健康増進課	地域保健班 母子保健班 成人保健班 国民健康保険班 高齢者医療班
薬務衛生課	生活衛生・水道班 食品乳肉班 薬務班

を

医務課	医務看護班 医療対策班
健康増進課	健康づくり班 母子保健班 結核感染症班
国民健康保険課	国民健康保険班 高齢者医療班
薬務疾病対策課	薬務班 疾病対策班

に改

める。

第44条に次の1号を加える。

- (3) 福祉保健所（保健所を含む。）に関する事。

第49条中第12号から第16号までを削り、第17号を第12号とする。

第50条（見出しを含む。）中「国保・健康増進課」を「健康増進課」に改め、同条中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第12号までを3号ずつ繰り上げ、同条第13号中「保健師事業」を「保健師活動事業」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第14号を削り、第15号を第11号とし、第16号を第12号とし、同号の次に次の4号を加える。

- (13) 感染症及び結核に関する事。
- (14) 寄生虫及び原虫病その他疾病予防に関する事。
- (15) 風土病に関する事。
- (16) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第156条に基づく政令に規定する結核患者医療費の特別公費負担分の事務に関する事。

第50条第17号から第24号までを削り、同条第25号中「保健予防、健康増進及び国民健康保険」を「健康増進及び保健予防」に改め、同号を同条第17号とする。

第51条から第53条までを次のように改める。

(国民健康保険課の事務)

第51条 国民健康保険課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関すること。
- (2) 国民健康保険審査会に関すること。
- (3) 国民健康保険の広域化等の支援に関すること。
- (4) 保険医、保険薬剤師及び保険医療機関に関すること。
- (5) 医療費の適正化に関すること。
- (6) 後期高齢者医療制度に関すること。
- (7) 後期高齢者医療審査会に関すること。
- (8) その他国民健康保険に関すること。

(薬務疾病対策課の事務)

第52条 薬務疾病対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 薬事に関すること（動物用医薬品等に関するものを除く。）。
- (2) 薬剤師に関すること。
- (3) 毒物及び劇物取締りに関すること。
- (4) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤の取締りに関すること。
- (5) 血液事業に関すること。
- (6) 薬用植物事業に関すること。
- (7) ハブ対策事業に関すること。
- (8) 特定疾患及び難病に関すること。
- (9) 臓器移植及び骨髄移植に関すること。
- (10) ハンセン病に関すること。
- (11) 原爆被爆者に関すること。
- (12) 薬業関係団体の指導育成に関すること。
- (13) 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。
- (14) その他薬務及び疾病対策に関すること。

第53条 削除

第54条の見出し中「課及び班」を「課、班及び室」に、同条第1項の表以外の部分中「班」に「及び室」を加え、同項の表中「班名」を「班等名」に、同表水産課の項中「栽培流通班」を「栽培流通班 全国豊かな海づくり大会推進室」に改める。

第56条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。第2章第2節第6款の款名を次のように改める。

第6款 商工労働部

第67条（見出しを含む。）中「観光商工部」を「商工労働部」に、同条の表中

雇用労政課	能力開発班 雇用企画推進班 労政福祉班 労政・女性就業センター
観光企画課	総括調整班 企画分析班 観光まちづくり調整班
観光振興課	受入推進班 プログラム推進班 誘致企画班
交流推進課	旅券センター

を

雇用政策課	雇用対策班
労政能力開発課	労政福祉班 能力開発班 労政・女性就業センター

に改

める。

第70条第6号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

第74条を削る。

第73条の2（見出しを含む。）中「雇用労政課」を「雇用政策課」に改め、同条第1号中「及び労働行政」を削り、同条第10号を次のように改める。

(10) 産業と雇用の拡大に関する県民運動に関すること。

第73条の2第11号から第27号までを削り、同条第28号中「及び労働行政」を削り、同号を同条第11号とし、同条を第74条とする。

第75条を次のように改める。

（労政能力開発課の事務）

第75条 労政能力開発課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 労働行政の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 職業能力開発計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 職業訓練生の援護措置に関すること。
- (4) 公共職業能力開発施設、沖縄県職業能力開発協会、那覇地域職業訓練センター及び社団法人沖縄産業開発青年協会に関すること。
- (5) 事業主等が行う職業能力の開発及び向上の促進に関すること。
- (6) 認定職業訓練及び各種助成金に関すること。
- (7) 職業訓練指導員の試験、免許、指導等に関すること。
- (8) 職業能力開発審議会に関すること。
- (9) 技能検定及び技能振興策に関すること。
- (10) 労働組合並びに労働紛争の予防及び解決の促進に関すること。
- (11) 労働教育に関すること。
- (12) 勤労青少年の福祉対策に関すること。
- (13) 男女の雇用機会均等、育児及び介護休業に関すること。
- (14) 中小企業の労働対策に関すること。
- (15) 勤労者福祉施設に関すること。
- (16) 労働金庫及び財団法人沖縄県労働者福祉基金協会その他労働福祉団体に関すること。
- (17) 労働委員会に関すること。
- (18) 労使関係の指導及び労働事情の調査に関すること。
- (19) 女性の就業に関する相談、技術講習等に関すること。
- (20) その他労働行政に関すること。

第75条の次に次の款名を加える。

第6款の2 文化観光スポーツ部

第76条から第86条までを次のように改める。

（文化観光スポーツ部の課、班及びセンターの設置）

第76条 文化観光スポーツ部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班及びセンターを置く。

課名	班等名
観光政策課	総務班 観光文化企画班 観光まちづくり調整班
観光振興課	受入推進班 誘致企画班
交流推進課	旅券センター
文化振興課	文化芸術振興班 文化産業支援班
スポーツ振興課	

（観光政策課の事務）

第77条 観光政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光・リゾート及びコンベンションの振興に関する総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 他部の所掌する観光・リゾート及びコンベンションに係る施策との連携に関すること。

- (3) 観光・リゾート及びコンベンション施設の整備に関すること。
- (4) 沖縄県観光振興条例（昭和54年沖縄県条例第39号）の施行に関すること。
- (5) 観光審議会に関すること。
- (6) 沖縄観光・リゾート・コンベンション推進本部に関すること。
- (7) 観光・リゾート及びコンベンションに関する調査及び統計に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 沖縄型特定免税店制度に関すること。
- (9) 財団法人沖縄観光コンベンションビューローに関すること。
- (10) 沖縄県観光振興基本計画及び沖縄県観光振興計画の推進に関すること。
- (11) 観光振興地域に関すること。
- (12) 沖縄県観光功労者表彰に関すること。
- (13) 旅行業並びに通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。
- (14) その他観光・リゾート及びコンベンションに関すること（他課の所掌に属する事務を除く。）。

（観光振興課の事務）

第78条 観光振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 観光・リゾート及びコンベンションの振興及び誘客・宣伝に関すること（他課の所掌に属する事務を除く。）。
- (2) 観光・リゾート及びコンベンション受入体制の整備拡充に関すること（他課の所掌に属する事務を除く。）。
- (3) コンベンションの誘致及び支援に関すること（他課の所掌に属する事務を除く。）。
- (4) 観光・リゾート及びコンベンション関係団体の指導・育成に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 観光・リゾートホテル、旅館及び観光土産品の指導に関すること。
- (6) 観光・リゾート及びコンベンション情報の整備に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）に関すること。
- (8) 観光に関する人材育成に関すること。
- (9) 観光商品開発の支援に関すること。
- (10) 沖縄コンベンションセンター及び万国津梁館に関すること。

（交流推進課の事務）

第79条 交流推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国際交流・協力及び国内交流に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 国際交流・協力及び国内交流に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 通訳及び翻訳に関すること。
- (4) 外国青年招致事業に関すること。
- (5) 海外からの留学生、研修員等の受入に関すること。
- (6) 海外移住者及び海外県人会に関すること。
- (7) 国際ネットワーク事業に関すること。
- (8) 財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団に関すること。
- (9) 国際交流・協力団体に関すること。
- (10) 一般旅券の発給に関すること。
- (11) 友愛運動等の推進に関すること。
- (12) 国内県人会に関すること。
- (13) その他国際交流・協力及び国際関係並びに国内交流に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（文化振興課の事務）

第80条 文化振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化芸術振興の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 国内外との文化芸術の交流に関する事。
- (3) 県立郷土劇場に関する事。
- (4) 財団法人沖縄県文化振興会に関する事。
- (5) 文化芸術関係団体（文化財関係団体を除く。）に関する事。
- (6) 行政の文化化の推進に関する事。
- (7) 文化を活用した産業の創出及び支援に関する事。
- (8) 県立芸術大学に関する事。
- (9) 著作権に関する事。
- (10) その他文化芸術に関する事。

（スポーツ振興課の事務）

第81条 スポーツ振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ振興の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 国内外とのスポーツの交流に関する事。
- (3) スポーツコンベンションに関する事。
- (4) スポーツを活用した産業の創出及び支援に関する事。
- (5) スポーツ振興審議会に関する事。
- (6) 県立奥武山総合運動場に関する事。
- (7) 社会体育施設に関する事。
- (8) スポーツ関係団体（学校体育団体を除く。）に関する事。
- (9) 財団法人沖縄県体育協会に関する事。
- (10) その他スポーツに関する事。

第82条から第86条まで 削除

第98条の4第2項の表中

文化環境部	文化振興課	」を
環境生活部	環境政策課	」に、
観光商工部	産業政策課	」を
商工労働部	産業政策課	」に改める。
文化観光スポーツ部	観光政策課	

第115条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。
 第122条第1項の表沖縄県名護県税事務所の項中「納税班 課税班」を「課税班 納税班」に改める。
 第125条の8の表中

業務班 作物園芸班	を		に改める。
業務班 作物園芸班			

第3章第4節の節名を次のように改める。

第4節 環境生活部関係出先機関

第3章第4節第4款中第133条を第133条の6とし、第132条を第133条の5とする。

第3章第4節中第4款を同節第6款とし、同款の前に次の1款を加える。

第5款 食肉衛生検査所

（設置、名称、位置及び所管区域）

第133条の2 食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域

沖縄県中央食肉衛生検査所	南城市	県一円（名護市、国頭郡、宮古島市、宮古郡、石垣市、八重山郡及び島尻郡（久米島町、伊平屋村及び伊是名村を除く。））
沖縄県北部食肉衛生検査所	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

(内部組織)

第133条の3 中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名称	内部組織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班 食肉検査班 精密検査班

(所掌事務)

第133条の4 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のと殺及び解体に関する検査並びに食鳥の検査に関すること。
- (2) 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

第3章第4節第3款を削る。

第3章第4節第2款中第129条を第133条とし、第128条を第132条とし、同款を同節第4款とする。

第3章第4節第1款中第127条を第131条とし、第126条を第130条とし、同款を同節第3款とし、同款の前に次の2款を加える。

第1款 衛生環境研究所

(設置、名称、内部組織及び位置)

第126条 環境の保全に関する分析測定調査研究及び保健衛生の向上を図るため、衛生環境研究所を設置する。

2 衛生環境研究所の名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
沖縄県衛生環境研究所	企画管理班 衛生科学班 環境科学班	南城市

(所掌事務)

第127条 衛生環境研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康事象に関する疫学的調査研究に関すること。
- (2) 公衆衛生情報の収集、解析及び提供に関すること。
- (3) 血清銀行の運営管理及び血清疫学的調査研究に関すること。
- (4) 図書及び文献資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (5) 微生物に起因する疾病の病原の検索予防及び治療方法の研究に関すること。
- (6) 微生物に起因する疾病の血清疫学的調査研究に関すること。
- (7) 生物学的製剤の生物学的検査及び試験的製造に関すること。
- (8) 消毒薬及び消毒器材の効力検査研究に関すること。
- (9) 血清の検査研究に関すること。
- (10) 感染症の調査研究に関すること。
- (11) 病原微生物に関する知識普及に関すること。
- (12) 有害動物の分類、生理及び生態分布の調査及び研究に関すること。
- (13) 有害動物の疫学的調査研究及び資料等の作成に関すること。
- (14) 寄生虫、原虫性疾患の病害及び病因の探索並びに疫学的調査研究に関すること。
- (15) 寄生虫及び原虫に起因する人畜共通疾病の調査研究に関すること。
- (16) 風土病の調査研究に関すること。
- (17) 殺虫剤、殺そ剤及び駆虫剤の効力試験研究に関すること。

- (18) 有害動物及び寄生虫等に関する知識普及に関すること。
- (19) 食品衛生に関する検査、分析及び研究に関すること。
- (20) 医薬品、化粧品、食品添加物等の検査、分析及び研究に関すること。
- (21) 麻薬、覚せい剤、毒物劇物、農薬等の分析及び研究に関すること。
- (22) 飲料水、海水浴場水、プール水、公衆浴場水及び温泉の検査、研究及び指導に関すること。
- (23) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、赤土等流出汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、放射能等の調査、測定、分析及び研究並びにこれらの監視並びに防止についての指導に関すること。
- (24) 下水、し尿浄化槽等の検査及び研究に関すること。
- (25) 環境の保全に関する資料の収集及び整備に関すること。
- (26) 福祉保健所等の関係職員に対する助言及び資料等の提供に関すること。
- (27) 環境の保全に関する知識普及に関すること。
- (28) 環境の保全に係る調査研究及び試験検査に関すること。
- (29) ハブ抗毒素の製造及び検査並びに蛇族の生態研究等に関すること。
- (30) 廃棄物に関する調査、分析及び研究に関すること。
- (31) 関係各行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (32) 衛生及び環境関係従事者に対する研修に関すること。
- (33) 庶務に関すること。

第2款 動物愛護管理センター

(名称、位置及び所管区域)

第128条 沖縄県行政機関設置条例第2条の3の規定により設置された動物愛護管理センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域
沖縄県動物愛護管理センター	南城市	県一円（宮古島市、宮古郡、石垣市及び八重山郡を除く。）

(所掌事務)

第129条 動物愛護管理センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 動物の愛護と適正飼養の普及啓発に関すること。
- (2) 犬の捕獲及び抑留に関すること。
- (3) 犬及び猫の引取り及び譲渡に関すること。
- (4) 野犬等の掃討及び苦情の処理に関すること。
- (5) 抑留犬の管理及び処分に関すること。
- (6) 動物取扱業に関すること。
- (7) 特定動物の飼養許可等に関すること。
- (8) 狂犬病予防その他獣疫予防に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、動物の取扱いに関すること。
- (10) 庶務に関すること。

第134条の表中「総務福祉班」を「総務企画班 地域福祉班」に、「庶務班」を「総務企画班」に改める。

第135条第20号中「（北部福祉保健所、宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所に限る。）」を削り、同条第40号中「等」を「及び感染症診査協議会」に改める。

第136条の表中「総務福祉班」及び「庶務班」を「総務企画班」に改める。

第137条第20号中「等」を「及び感染症診査協議会」に改める。

第155条第1項中「（中央児童相談所に限る。）」を削る。

第3章第5節第12款から第14款までの款名を削り、同節中第165条から第171条までを次のように改める。

第165条から第171条まで 削除

第171条の2中「第5条の3」を「第5条の2」に改める。

第187条の表沖縄県中部農業改良普及センターの項位置の欄中「うるま市」を「沖縄市」に改める。

第194条の表沖縄県中部農林土木事務所の項位置の欄中「うるま市」を「沖縄市」に改める。

第201条の表中「南風原町」を「那覇市」に改める。

第3章第7節の節名を次のように改める。

第7節 商工労働部関係出先機関

第214条の次に次の節名及び款名を付する。

第7節の2 文化観光スポーツ部関係出先機関

第1款 芸術大学

第215条から第231条までを次のように改める。

(名称、内部組織及び位置)

第215条 沖縄県立芸術大学条例(昭和61年沖縄県条例第1号)の規定により設置された大学の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織			位置	
沖縄県立芸術大学	事務局		総務課	那覇市	
			教務学生課		
	学生部				
	美術工芸学部				
	音楽学部				
	大 学 院	修 士 博 士	造形芸術 研究科		
			音楽芸術 研究科		
			芸術文化 学研究科		
	附属図書・芸術資料館				
	附属研究所				

(所掌事務)

第216条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
 - (2) 評議会に関すること。
 - (3) 教授会及び研究科委員会に関すること。
 - (4) 授業料等の徴収に関すること。
 - (5) 施設等の整備及び維持管理に関すること。
 - (6) 大学全般に関連する事項の連絡調整に関すること。
 - (7) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、除籍、復学、懲戒及び卒業に関すること。
 - (8) 教育課程の編成及び授業に関すること。
 - (9) 学生の学籍、学業成績の整理及び記録に関すること。
 - (10) その他学生部、学部、附属図書・芸術資料館及び附属研究所の分掌に属しない事務に関すること。
 - (11) 庶務に関すること。
- 2 学生部の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 学生の課外活動に関すること。
 - (2) 学生及び学生団体に対する指導助言に関すること。
 - (3) 学生の福利厚生及び保健衛生に関すること。
 - (4) 学生の就職指導及び就職あっせんに関すること。

- (5) その他学生指導に関すること。
- 3 美術工芸学部、音楽学部及び大学院の分掌事務は、美術・工芸、音楽・芸能等の芸術文化の教育研究に関することとする。
- 4 附属図書・芸術資料館の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 図書の収集、整理及び保管に関すること。
 - (2) 図書の閲覧及び貸出しに関すること。
 - (3) 芸術資料の収集、整理及び保管に関すること。
 - (4) 芸術資料の展示に関すること。
 - (5) その他附属図書・芸術資料館の運営に関すること。
- 5 附属研究所の分掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 芸術文化、伝統工芸及び伝統芸能の調査研究に関すること。
 - (2) 公開普及講座に関すること。
 - (3) 研究員及び研修員の受入れに関すること。
 - (4) 調査研究の成果の普及活動に関すること。
 - (5) 附属研究所の主催する共同研究事業に関すること。
 - (6) その他附属研究所の運営に関すること。

第217条から第231条まで 削除

第241条第1号の表沖縄県職員委員会の項中「第25条第2項」を「第9条第2項」に改め、同表沖縄県交通安全対策会議の項を削り、同表沖縄県環境審議会の項中「文化環境部」を「環境生活部」に改め、

沖縄県自然環境保全審議会	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定により温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。	文化環境部	自然保護課
--------------	---	-------	-------

を

沖縄県自然環境保全審議会	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定により温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。	環境生活部	自然保護課
沖縄県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関し県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関すること。	環境生活部	県民生活課
沖縄県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定による同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	環境生活部	生活衛生課

に改

沖縄県保健所運営協議会	地域保健法第11条第1項の規定による保健所の所管区域内の公衆衛生及び当該保健所の運営に関する事項の審議に関すること。	福祉保健部	福祉保健所
沖縄県感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項の規定による就業制限通知、第20条第1項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院勧告及び第24条第4項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による入院の期間の延長並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること並びに同法第18条第6項及び第19条第7項（同法第26条において準用する場合を含む。）の規定による報告に関し意見を述べること。	福祉保健部	福祉保健所

め、同表沖縄県感染症診査協議会の項及び沖縄県保健所運営協議会の項を削り、同表沖縄県国民健康保険審査会の項及び沖縄県後期高齢者医療審査会の項中「国保・健康増進課」を「国民健康保険課」に改め、同表沖縄県生活衛生適正化審議会の項を削り、同表沖縄県麻薬中毒審査会の項中「薬務衛生課」を「薬務疾病対策課」に改め、

沖縄県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関すること。	農林水産部	森林緑地課
----------	--	-------	-------

を

沖縄県森林審議会	森林法（昭和26年法律第249号）第68条第2項及び第3項の規定による森林に関する重要事項についての知事に対する答申及び関係行政庁に対する建議に関すること。	農林水産部	森林緑地課
沖縄県スポーツ振興審議会	スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第3項の規定に基づき、知事の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議すること。	文化観光スポーツ部	スポーツ振興課

に改

める。

第241条第2号の表沖縄県男女共同参画審議会の項、沖縄県平和祈念資料館運営協議会の項及び沖縄県消費生活審議会の項を削り、同表沖縄県公害審査会の項中「文化環境部」を「環境生活部」に改め、

沖縄県環境影響評価審査会	沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）の規定に基づく知事の諮問に応じて、技術指針に関し意見を述べること及び環境影響評価、事後調査等に関し技術的な事項を調査審議すること。	文化環境部	環境政策課
--------------	--	-------	-------

を

沖縄県環境影響評価審査会	沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）の規定に基づく知事の諮問に応じて、技術指針に関	環境生活部	環境政策課
--------------	--	-------	-------

	し意見を述べること及び環境影響評価、事後調査等に関し技術的な事項を調査審議すること。		
沖縄県消費生活審議会	沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号）第37条の規定に基づき、消費生活の安定及び向上に関する重要事項を審議すること並びに消費者苦情の調停及び消費者が事業者を相手に提起する訴訟の援助に関する事項を調査審議すること。	環境生活部	県民生活課
沖縄県公衆浴場入浴料金審議会	物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）附則第4項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定についての調査審議に関すること。	環境生活部	生活衛生課
沖縄県男女共同参画審議会	沖縄県男女共同参画推進条例（平成15年沖縄県条例第2号）の規定に基づき、沖縄県男女共同参画計画に関し調査審議を行い、及び男女共同参画の推進に関する重要事項について答申し又は建議すること。	環境生活部	平和・男女共同参画課
沖縄県平和祈念資料館運営協議会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定に基づき、平和祈念資料館の運営に関する事項について協議を行うこと。	環境生活部	平和祈念資料館

に改

め、同表沖縄県薬事審議会の項中「薬務衛生課」を「薬務疾病対策課」に改め、同表沖縄県公衆浴場入浴料金審議会の項を削り、同表沖縄県工芸産業振興審議会の項及び沖縄県自由貿易地域審議会の項中「観光商工部」を「商工労働部」に改め、同表沖縄県観光審議会の項を削り、同表沖縄県駐留軍関係離職者等対策協議会の項中「観光商工部」を「商工労働部」に、「雇用労政課」を「労政能力開発課」に改め、

沖縄県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じ、沖縄県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議すること。	観光商工部	雇用労政課
沖縄県職業能力開発審議会	知事の諮問に応じ、沖縄県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議すること。	商工労働部	労政能力開発課
沖縄県観光審議会	観光開発に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は知事に意見を具申すること。	文化観光スポーツ部	観光政策課

を

に改

める。

第249条の表中

科学技術統括監	企画部	科学技術振興課及び情報政策課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
地域・離島統括監	企画部	地域・離島課及び市町村課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。

を

企画振興統括監	企画部	科学技術振興課、情報政策課、地域・離島課及び市町村課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
---------	-----	--

に、

文化生活統括監	文化環境部	文化振興課、平和・男女共同参画課及び県民生活課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
---------	-------	---

を

環境企画統括監	文化環境部	環境政策課、環境保全課、環境整備課及び自然保護課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
---------	-------	--

環境企画統括監	環境生活部	環境政策課、環境保全課、環境整備課及び自然保護課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
---------	-------	--

に改

県民生活統括監	環境生活部	県民生活課、生活衛生課及び平和・男女共同参画課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
---------	-------	---

め、同表保健衛生統括監の項中「医務・国保課、健康増進課及び薬務衛生課」を「医務課、健康増進課、国民健康保険課及び薬務疾病対策課」に改め、同表産業振興統括監の項中「観光商工部」を「商工労働部」に改め、同表産業雇用統括監の項中「観光商工部」を「商工労働部」に、「及び雇用労政課」を「雇用政策課及び及び労政能力開発課」に改め、

観光交流統括監	観光商工部	観光企画課、観光振興課及び交流推進課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
---------	-------	--

を

観光政策統括監	文化観光スポーツ部	観光政策課、観光振興課及び交流推進課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
---------	-----------	--

に改

文化スポーツ統括監	文化観光スポーツ部	文化振興課及びスポーツ振興課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
-----------	-----------	--

め、同表医療制度改革専門監の項を削り、同表企業誘致対策監の項中「観光商工部企業立地推進課」を「商工労働部企業立地推進課」に改め、同表労政福祉監の項、観光まちづくり調整監の項及び誘致企画監の項を削り、同表行政情報センター室長の項の次に次のように加える。

全国豊かな海づくり大会推進室長	農林水産部水産課	全国豊かな海づくり大会推進室の事務を処理するとともに、全国豊かな海づくり大会推進室の事務について課長を補佐する。
-----------------	----------	--

第249条の表旅券センター室長の項中「観光商工部交流推進課」を「文化観光スポーツ部交流推進課」に改め、同表中

医師	総務部職員厚生課及び福祉保健部医務課	医療業務に従事する。
職員健康管理センター室長	総務部職員厚生課	職員健康管理センター業務を総括する。

を

医師	総務部職員厚生課及び福祉保健部医務課	医療業務に従事する。
----	--------------------	------------

に改

める。

第251条第2項の表中「生活保護班」を「地域福祉班及び生活保護班」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第155条の改正規定は、平成23年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第10号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1 所長（保健所長を除く。）、場長、院長、校長、館長及び学長の項専決事項の欄第7号(9)を同号(10)とし、同号(8)を同号(9)とし、同号(7)を同号(8)とし、同号(6)を同号(7)とし、同号(5)を同号(6)とし、同号(4)の次に次のように加える。

(5) 行政財産の貸付け（自動販売機の設置に係る貸付けに限る。）をすること。

別表第2 工業技術センター所長の項の次に次のように加える。

衛生環境 研究所長	1 依頼研究の受託契約を締結すること。	
動物愛護 管理セン ター所長	1 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第5項の規定に基づき、期間及び区域を指定すること。 2 狂犬病予防法第14条第1項の規定に基づき、犬の死体の解剖等を許可すること。 3 狂犬病予防法第17条の規定に基づき、犬の集合施設の禁止を命ずること。 4 狂犬病予防法第18条第1項の規定に基づき、けい留されていない犬の抑留を命ずること。 5 狂犬病予防法第18条第2項において準用する同法第6条第5項の規定に基づき、期間及び区域を指定すること。 6 狂犬病予防法第18条の2第1項の規定に基づき、けい留されていない犬を薬殺すること。 7 狂犬病予防法施行令（昭和28年	

- 政令第236号)第7条第4項の規定に基づき、毒えさの置かれた場所を巡視させ、又は毒えさの回収をさせること。
- 8 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第2項の規定に基づき、動物取扱業の登録の申請を受理すること。
- 9 動物の愛護及び管理に関する法律第11条の規定に基づき、動物取扱業の登録をし、申請者に通知すること。
- 10 動物の愛護及び管理に関する法律第12条の規定に基づき、動物取扱業の登録を拒否し、申請者に通知すること。
- 11 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、動物取扱業の登録の更新申請を受理すること。
- 12 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第11条の規定に基づき、動物取扱業の登録を更新し、申請者に通知すること。
- 13 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第12条の規定に基づき、動物取扱業の登録の更新を拒否し、申請者に通知すること。
- 14 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項の規定に基づき、動物取扱業の変更の届出を受理すること。
- 15 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項において準用する同法第11条の規定に基づき、動物取扱業の登録を変更し、届出者に通知すること。
- 16 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項において準用する同法第12条の規定に基づき、動物取扱業の登録の変更を拒否し、届出者に通知すること。
- 17 動物の愛護及び管理に関する法律第15条の規定に基づき、動物取

扱業者登録簿を一般の閲覧に供すること。

- 18 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定に基づき、動物取扱業者の廃業等の届出を受理すること。
- 19 動物の愛護及び管理に関する法律第17条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を抹消すること。
- 20 動物の愛護及び管理に関する法律第19条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を取り消し、又はその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、当該者に通知すること。
- 21 動物の愛護及び管理に関する法律第23条の規定に基づき、動物取扱業者に対し、期限を定めて、勧告をし、又は勧告に係る措置を命ずること。
- 22 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項の規定に基づき、動物取扱業者から必要な報告を求め、又は当該動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。
- 23 動物の愛護及び管理に関する法律第25条の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第12条で定める事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、勧告し、又は勧告に係る措置を命ずること。
- 24 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可をすること。
- 25 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可の変更の許可をすること。
- 26 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第3項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可に係る住所等の変更等の届出を受理すること。
- 27 動物の愛護及び管理に関する法律第29条の規定に基づき、特定動

物の飼養又は保管の許可を取り消すこと。

- 28 動物の愛護及び管理に関する法律第32条の規定に基づき、特定動物飼養者（特定動物の飼養又は保管の許可（変更の許可を含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置を命ずること。
- 29 動物の愛護及び管理に関する法律第33条第1項の規定に基づき、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させること。
- 30 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第5項の規定に基づき、申請者に対し、登録証を交付すること。
- 31 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、申請者に対し、登録証を再交付すること。
- 32 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条第10号の規定に基づき、特定動物の管轄区域外飼養又は保管の通知を受理すること。
- 33 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第5項の規定に基づき、申請者に対し、許可証を交付すること。
- 34 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づき、申請者に対し、許可証を再交付すること。
- 35 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第16条第1項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の廃止の届出を受理すること。

- | | |
|--------------|--|
| 食肉衛生
検査所長 | <ol style="list-style-type: none">1 と畜場法（昭和28年法律第114号）第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。2 と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。3 と畜場法第14条第1項から第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。4 と畜場法第14条第3項第2号（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、獣畜の皮等の持ち出しを許可すること。5 と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。6 と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。7 と畜場法第18条第2項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。8 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第4条第2号の規定に基づき、とさつを許可すること。9 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「食鳥処理法」という。）第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。10 食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。11 食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。 |
|--------------|--|

- 12 食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。
- 13 食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。
- 14 食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。
- 15 食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 16 食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。
- 17 食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 18 食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。
- 19 食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 20 食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を徴収すること。
- 21 食鳥処理法第38条第1項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等进行检查し、関係者に質問し、食鳥とたい等の一部を収去すること。
- 22 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 23 食品衛生法第54条の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄その他食品衛生上の危害を防止するための必要な処置をとることを命ずること（と

畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。)

別表第2 芸術大学長の項を削り、同表看護大学長の項専決事項の欄第2号中「教育公務員特例法」の次に「(昭和24年法律第1号)」を加え、同表福祉保健所長の項委任事項の欄第67号中「第115条の6」を「第115条の7」に改め、同欄第68号中「(北部福祉保健所、宮古福祉保健所及び八重山福祉保健所の所管区域に係るものに限る。)」を削り、同項専決事項の欄第5号を次のように改める。

5 介護保険法第76条の2第1項又は第3項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に対し、措置をとるべきことを勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(指定居宅サービスに係るものに限る。)

別表第2 福祉保健所長の項専決事項の欄第7号及び第8号を次のように改める。

7 介護保険法第83条の2第1項又は第3項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に対し、措置をとるべきことを勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

8 介護保険法第115条の8第1項又は第3項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者に対し、措置をとることを勧告し、又はその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること(指定介護予防サービスに係るものに限る。)

別表第2 福祉保健所長の項専決事項の欄第9号中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同表保健所長の項委任事項の欄第65号中「(昭和22年法律第233号)」を削り、同欄第73号中「(昭和28年法律第114号)」を削り、同欄第79号中「(昭和28年政令第216号)」を削り、同欄第79号の2中「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下「食鳥処理法」という。)」を「食鳥処理法」に改め、同欄第81号の2を同欄第81号の2の2とし、同欄第81号の次に次の1号を加える。

81の2 廃棄物処理法第8条の2の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第81号の3中「第9条の2」を「第9条の2第1項」に改め、同欄第81号の4中「第9条の3第9項」を「第9条の3第10項」に改め、同号の次に次の2号を加える。

81の5 廃棄物処理法第12条第3項の規定に基づき、産業廃棄物の保管の届出及び届出事項の変更の届出を受理すること。

81の6 廃棄物処理法第12条第4項の規定に基づき、非常災害のために必要な応急措置として行った産業廃棄物の保管の届出を受理すること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第82号の2の3中「第12条の2第9項」を「第12条の2第11項」に改め、同号を同欄第82号の2の5とし、同欄第82号の2の2中「第12条の2第8項」を「第12条の2第10項」に改め、同号を同欄第82号の2の4とし、同欄第82号中「第12条第7項」を「第12条第9項」に改め、同欄第82号の2中「第12条第8項」を「第12条第10項」に改め、同号の次に次の2号を加える。

82の2の2 廃棄物処理法第12条の2第3項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の保管の届出及び届出事項の変更の届出を受理すること。

82の2の3 廃棄物処理法第12条の2第4項の規定に基づき、非常災害のために必要な応急措置として行った産業廃棄物の保管の届出を受理すること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第82号の4の次に次の1号を加える。

82の4の2 廃棄物処理法第15条の2の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の定期検査を行うこと。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第82号の5中「第15条の2の4第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同欄第82号の6中「第15条の3第1項」を「第15条の2の7第1項」に改め、同欄82号の7中「第18条」を「第18条第1項」に改め、同欄第82号の11の次に次の2号を加える。

82の11の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)第8条の2の6の規定に基づき、産業廃棄物の保管の廃止の届出を受理すること。

82の11の3 廃棄物処理法施行規則第8条の13の6において準用する廃棄物処理法施行規則第8条の2の

6の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の保管の廃止の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第93号中「(昭和25年法律第247号)」を削り、同欄第101号中「(昭和28年政令第236号)」を削り、同欄第102号中「(昭和48年法律第105号)」を削り、同欄第105号中「(平成18年環境省令第1号)」を削り、同欄第154号の4中「第14条の2第2項」を「第14条の2第3項」に改め、同号を同欄第154号の5とし、同欄第154号の3の次に次の1号を加える。

154の4 水質汚濁防止法第14条の2第2項の規定に基づき、指定施設の事故の状況等の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第174号の29の2中「第17条の4第1項」を「第17条の5第1項」に改め、同欄第174号の29の3中「第17条の5第1項」を「第17条の6第1項」に改め、同欄第174号の29の4中「第17条の6第1項」を「第17条の7第1項」に改め、同欄第174号の29の5中「第17条の7」を「第17条の8」に改め、同欄第174号の29の6中「第17条の10」を「第17条の11」に改め、同欄第174号の29の7中「第17条の12第1項」を「第17条の13第1項」に改め、同欄第174号の29の8中「第17条の12第2項」を「第17条の13第2項」に改め、同欄第174号の29の9中「第17条の12第2項」を「第17条の13第2項」に改め、同欄第174号の41中「第18条の15第1項」を「第18条の15第1項又は第2項」に改め、同欄第174号の66の次に次の1号を加える。

174の66の2 土壌汚染対策法施行規則第3条第3項の規定に基づき、特定有害物質の種類のお知らせを受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第174号の67中「第12条第4項」を「第16条第4項」に改め、同号の次に次の6号を加える。

174の68 土壌汚染対策法施行規則第21条第1項の規定に基づき、土壌汚染対策法第3条第5項の規定による同条第1項のただし書の確認を取消した旨を通知すること。

174の69 汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第5条第1項第15号ただし書の規定に基づき、測定した地下水の水質が地下水基準に1年間継続して適合している旨の確認の申請を受理すること。

174の70 汚染土壌処理業に関する省令第5条第1項第16号口の括弧書の規定に基づき、1年間継続して同号イの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認の申請を受理すること。

174の71 汚染土壌処理業に関する省令第14条第1項の規定に基づき、汚染土壌処理業の許可証を交付すること。

174の72 汚染土壌処理業に関する省令第14条第2項の規定に基づき、汚染土壌処理業の許可証の書換え又は再交付申請を受理すること。

174の73 汚染土壌処理業に関する省令第14条第4項の規定に基づき、汚染土壌処理業の許可証返納申請書を受理すること。

別表第2食肉衛生検査所長の項、衛生環境研究所長の項及び動物愛護管理センター所長の項を削り、同表農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第29号の次に次の3号を加える。

29の2 沖縄県漁港管理条例第14条第1項及び第2項の規定に基づき、甲種漁港施設の使用料又は占用料を徴収すること。

29の3 沖縄県漁港管理条例第14条第3項の規定に基づき、甲種漁港施設の使用料又は占用料を減額若しくは免除し、又は分納させること。

29の4 沖縄県漁港管理条例第14条第4項の規定に基づき、甲種漁港施設の使用料又は占用料を還付すること。

別表第2農林水産振興センター所長の項専決事項の欄第5号中「採草牧草地」を「採草放牧地」に改め、同表農林土木事務所長の項委任事項の欄第29号の次に次の3号を加える。

29の2 沖縄県漁港管理条例第14条第1項及び第2項の規定に基づき、甲種漁港施設の使用料又は占用料を徴収すること。

29の3 沖縄県漁港管理条例第14条第3項の規定に基づき、甲種漁港施設の使用料又は占用料を減額若しくは免除し、又は分納させること。

29の4 沖縄県漁港管理条例第14条第4項の規定に基づき、甲種漁港施設の使用料又は占用料を還付すること。

別表第2 職業能力開発校長の項の次に次のように加える。

芸術大学 長		1 芸術大学の非常勤講師の採用を すること。 2 教育公務員特例法第17条第1項 の規定に基づき、芸術大学教員の 兼職及び他の事業等への従事を承 認すること。 3 沖縄県立芸術大学授業料等の徴 収に関する条例施行規則（昭和61 年沖縄県規則第20号）第3条第2 号から第4号までの規定に基づき 授業料等の免除又は減額を行うこ と。
-----------	--	--

別表第2 土木事務所長の項専決事項の欄第24号中「用途併用」を「住宅の用途併用」に、同欄第25号中「及」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第39号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「並びに」を「及び」に改め、「及び重要な訓令」を削り、同条中第30号を第31号とし、第5号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 重要な訓令の制定又は改廃をすること（軽易な事項の改正を除く。）。

第6条の2第1号中「訓令」の次に「の改正」を加え、同条第20号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 行政財産の貸付け（自動販売機の設置に係る貸付けを除く。）又は地上権若しくは地役権の設定を
 すること。

第8条第2項第39号に次のように加える。

タ 予算の項、目及び節の金額の流用（知事が定めるものに限る。）を要求すること。

第8条第3項第9号イ中「流用」の次に「（知事が定めるものを除く。）」を加える。

第17条第2項中「専決することができる事項のうち」を「不在であるときは」に改める。

第19条の見出し中「決定」を「決裁」に改める。

別表第1中 「科学技術統括監
 地域・離島統括監
 文化生活統括監
 環境企画統括監」 を 「企画振興統括監
 環境企画統括監
 県民生活統括監」 に、

「観光交流統括監」 を 「観光政策統括監」 に改める。

- 別表第2中 「畜産環境対策監
労政福祉監
観光まちづくり調整監
誘致企画監」 を 「畜産環境対策監」 に改める。
- 別表第2の2中 「看護専門監
医療制度改革専門監」 を 「看護専門監」 に改める。
- 別表第2の3中 「行政情報センター室長」 を 「行政情報センター室長
全国豊かな海づくり大会推進室長」 に改める。

別表第3文化環境部の表を次のように改める。
環境生活部

課名	知事決裁事項	部長等専決事項	統括監専決事項
環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> 環境基本法（平成5年法律第91号）第17条第3項の規定に基づき、公害防止計画を作成し、環境大臣に協議すること。 環境基本法第17条第5項の規定に基づき、公害防止計画の基本方針について環境大臣に意見を述べること。 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「公害事業費負担法」という。）第6条第1項の規定に基づき、公害防止事業に係る費用負担計画を定めること。 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第18 	<ol style="list-style-type: none"> 公害事業費負担法第9条第1項及び第2項（公害事業費負担法第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、費用を負担させる事業者及び事業者負担金の額を定めること。 公害事業費負担法第9条第3項（公害事業費負担法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、費用を負担させる事業者等を変更すること。 公害事業費負担法第10条第1項の規定に基づき、管理費を負担させる事業者及び管理費に係る事業者負担金の額を定めること。 公害事業費負担法第13条第1項及び第2項の規定に基づき、公害防止事業費に係る事業者負担金の共同納付を承認し、共同で負担すべき額を定めること。 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年 	<ol style="list-style-type: none"> 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第4条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に定める者に対し、環境影響評価その他の手続を行う必要があるかどうかについての意見及びその理由を述べること。 環境影響評価法第10条第1項の規定に基づき、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。 環境影響評価法第20条第1項の規定に基づき、事業者に対し、準備書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。 環境影響評価法第39条第2項の規定により読み替えて適用される同法第4条第2項の規定に基づき、同法第39条第2項の規定により読み替えて適用される同法第4条第1項各号に定める者に対し、環境影響評価その他の手続を行う必要があるかどうかについての意見及びその理由を述べること。 環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項の規定に基づき、都市計画決定権者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。 環境影響評価法第40条第2項の規

条の規定に基づき、公害審査会委員候補者を委嘱し、候補者名簿を作成すること。

5 公害紛争処理法第28条第2項又は同条第4項において準用する同法第16条第6項の規定に基づき、あつせん委員を指名し、又は罷免すること。

6 公害紛争処理法第31条第2項又は第4項において準用する同法第16条第6項の規定に基づき、調停委員を指名し、又は罷免すること。

7 公害紛争処理法第39条第2項又は同条第4項において準用する同法第16条第6項の規定に基づき、仲裁委員を指名し、又は罷免すること。

8 沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「環境影響評価条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、技術指針を定め、及び変更すること。

法律第117号）第24条第1項の規定に基づき、地球温暖化防止活動推進センターを指定すること。

定により読み替えて適用される同法第20条第1項の規定に基づき、都市計画決定権者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

7 環境影響評価法第48条第2項の規定により読み替えて適用される同法第20条第1項の規定に基づき、港湾管理者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

8 環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づき、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

9 環境影響評価条例第19条第1項の規定に基づき、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

10 環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づき、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

11 環境影響評価条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第10条第1項の規定に基づき、都市計画決定権者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

12 環境影響評価条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第19条第1項の規定に基づき、都市計画決定権者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

13 環境影響評価条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第22条第1項の規定に基づき、都市計画決定権者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

14 環境影響評価条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第19条第1項の規定に基づき、港湾管理者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べること。

15 環境影響評価条例第57条第2項の

			<p>規定に基づき、事業者が同条第1項の規定による勧告に従わなかった旨及びその勧告の内容を公表すること。</p>
<p>環境保全課</p>	<p>1 環境基本法第16条第2項の規定に基づき、環境基準の類型を当てはめる地域を指定すること。 2 沖縄県環境基本条例（平成12年沖縄県条例第15号）第11条第1項の規定に基づき、県民の健康の保護及び生活環境の保全に関する環境基準を定めること。</p>	<p>1 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、地域を指定すること。 2 騒音規制法第4条第1項の規定に基づき、指定地域について規制基準を定めること。 3 騒音規制法第28条の規定に基づき、深夜営業等に係る騒音を規制すること。 4 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、地域を指定すること。 5 振動規制法第4条第1項の規定に基づき、指定地域について規制基準を定めること。 6 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第15条第3項の規定に基づき、地域ごとの燃料使用基準を定めること。 7 大気汚染防止法第23条第1項の規定に基づき、同項に規定する事態を一般に周知させ、ばい煙を排出する者等に対し、ばい煙の排出量の減少等について協力を求めること。 8 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づき、規制地域を指定すること。 9 悪臭防止法第4条の規定に基づき、規制地域について規制基準を定めること。 10 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第</p>	<p>1 大気汚染防止法第3条第5項の規定に基づき、いおう酸化物に係る排出基準又は特別の排出基準について環境大臣に意見を述べること。 2 大気汚染防止法第15条第4項の規定に基づき、燃料の使用規制地域について環境大臣に意見を述べること。 3 大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づき、自動車排出ガスが許容限度を超えていると認めるときは、公安委員会に対し、必要な措置をとるべきことを要請すること。 4 大気汚染防止法第21条第3項の規定に基づき、道路管理者又は関係行政機関の長に道路の改善等について意見を述べること。 5 大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づき、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量の減少等の措置をとるべきことを命じ、公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置をとるべきことを要請すること。 6 大気汚染防止法第27条第4項の規定に基づき、国の行政機関の長に対し、ばい煙発生施設等について電気事業法（昭和39年法律第170号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）又は鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の規定による措置をとるべきことを要請すること。 7 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域の水質の測定に関する計画を作成すること。 8 水質汚濁防止法第18条の規定に基づき、排水を排出する者に対し、排水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを命ずること。 9 水質汚濁防止法第23条第4項の規定に基づき、国の行政機関の長に対</p>

		<p>1 項の規定に基づき、要措置区域を指定すること。</p> <p>11 土壌汚染対策法第6条第4項の規定に基づき、要措置区域の指定を解除すること。</p> <p>12 土壌汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を指定すること。</p> <p>13 土壌汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を解除すること。</p>	<p>し、鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の規定による措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>10 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第10条の規定に基づき、公害防止統括者等の解任を命ずること。</p> <p>11 沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）第41条第1項の規定に基づき、環境負荷低減のための行動指針を定めること。</p>
<p>環境整備課</p>		<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第1項の規定に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めること。</p>	<p>1 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条の規定に基づき、水質に関する検査の業務を行う者を指定すること。</p>
<p>自然保護課</p>	<p>1 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第2項の規定に基づき、国定公園の指定を申し出ること。</p> <p>2 自然公園法第6条第2項の規定に基づき、意見を述べ、又は申し出ること。</p> <p>3 沖縄県立自然公園条例（昭和48年沖縄県条例第10号。以下「自然公園条例」という。）第4条第1項の規定に基づき、自然公園を指定すること。</p> <p>4 自然公園条例第5条第1項の</p>	<p>1 自然公園法第7条第3項の規定に基づき、公園計画について申し出ること。</p> <p>2 自然公園法第7条第4項の規定に基づき、公園事業を決定すること。</p> <p>3 自然公園法第8条第3項の規定に基づき、意見を述べ、又は申し出ること。</p> <p>4 自然公園法第13条第1項の規定に基づき、国定公園内に特別地域を指定すること。</p> <p>5 自然公園法第14条第1項の規定に基づき、国定公園内に特別保護地区を指定すること。</p> <p>6 自然公園法第15条第1項の規定に基づき、国定公園の区域内に利用調整地区を指定すること。</p> <p>7 自然公園法第24条第1</p>	<p>1 自然公園法第9条第2項の規定に基づき、同意を得ること。</p> <p>2 自然公園法第10条第2項及び第3項の規定に基づき、同意し、又は認可すること。</p> <p>3 自然公園法第13条第3項の規定に基づき、特別地域内における行為を許可すること。</p> <p>4 自然公園法第13条第5項の規定に基づき、協議し、同意を得ること。</p> <p>5 自然公園法第14条第3項の規定に基づき、特別保護地区内における行為を許可すること。</p> <p>6 自然公園法第14条第5項の規定に基づき、協議し、同意を得ること。</p> <p>7 自然公園法第17条第1項の規定に基づき、指定認定機関を指定すること。</p> <p>8 自然公園法第19条第4項の規定に基づき、許可すること。</p> <p>9 自然公園法第24条第3項の規定に基づき、海中公園地区内における行為を許可すること。</p> <p>10 自然公園法第24条第5項の規定に</p>

<p>規定に基づき、自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更すること。</p> <p>5 沖縄県自然環境保全条例（昭和48年沖縄県条例第54号。以下「自然環境保全条例」という。）第11条の規定に基づき、自然環境保全基本方針を策定すること。</p> <p>6 自然環境保全条例第17条第1項の規定に基づき、自然環境保全地域を指定すること。</p> <p>7 自然環境保全条例第17条第9項の規定に基づき、自然環境保全地域の指定解除並びにその区域の変更及び拡張を行うこと。</p>	<p>項の規定に基づき、国立公園内に海中公園地区を指定すること。</p> <p>8 自然公園法第29条第1項の規定に基づき、国立公園内に集団施設地区を指定すること。</p> <p>9 自然公園法第37条第1項の規定に基づき、公園管理団体を指定すること。</p> <p>10 自然公園条例第6条第1項の規定に基づき、公園計画を決定すること。</p> <p>11 自然公園条例第7条第1項の規定に基づき、公園計画を廃止し、又は変更すること。</p> <p>12 自然公園条例第13条第1項の規定に基づき、特別地域を指定すること。</p> <p>13 自然公園条例第27条第1項の規定に基づき、集団施設地区を指定すること。</p> <p>14 自然環境保全条例第20条第1項の規定に基づき、特別地区を指定すること。</p> <p>15 自然環境保全条例第25条の規定に基づき、緑地環境保全地域を指定すること。</p> <p>16 自然環境保全条例第26条の規定に基づき、歴史環境保全地域を指定すること。</p> <p>17 自然環境保全条例第27条の規定に基づき、海中保全地区を指定すること。</p> <p>18 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第4条第1項の規定に基づき、鳥獣保護事業の実施に関する計画を</p>	<p>に基づき、協議し、同意を得ること。</p> <p>11 自然公園法第26条第2項の規定に基づき、普通地域内における行為の禁止、制限その他必要な措置を命ずること。</p> <p>12 自然公園法第31条第1項の規定に基づき、国立公園内において、土地の所有者と風景地保護協定を締結すること。</p> <p>13 自然公園法第31条第4項の規定に基づき、協議を受けること。</p> <p>14 自然公園法第31条第5項の規定に基づき、認可すること。</p> <p>15 自然公園法第55条第4項の規定に基づき、協議を受けること。</p> <p>16 自然公園法第56条第1項の規定に基づき、国の機関が行う行為について協議を受けること。</p> <p>17 自然公園法第56条第2項の規定に基づき、協議し、同意を得ること。</p> <p>18 自然公園法第56条第4項の規定に基づき、協議をさせること。</p> <p>19 自然公園条例第8条第2項及び第3項の規定に基づき、同意し、又は認可すること。</p> <p>20 自然環境保全条例第18条の規定に基づき、自然環境保全地域の保全計画の決定、廃止及び変更を行うこと。</p> <p>21 自然環境保全条例第20条第4項の規定に基づき、特別地区内における行為を許可すること。</p> <p>22 自然環境保全条例第21条第1項の規定に基づき、特別地区内に野生動物保護地区を指定すること。</p> <p>23 自然環境保全条例第28条の規定に基づき、緑地保全樹木を指定すること。</p> <p>24 鳥獣保護法第12条第2項の規定に基づき、狩猟鳥獣の捕獲を禁止若しくは制限をし、又はこれを変更すること。</p> <p>25 鳥獣保護法第15条第1項の規定に基づき、指定猟法禁止区域を指定すること。</p> <p>26 鳥獣保護法第28条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区を指定し、又はこれを変更すること。</p>
---	--	---

	<p>定め、又はその変更をすること。</p> <p>19 鳥獣保護法第32条第1項の規定に基づき、損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をすること。</p> <p>20 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第6条第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めること。</p>	<p>27 鳥獣保護法第29条第1項の規定に基づき、特別保護地区を指定し、又はこれを変更すること。</p> <p>28 鳥獣保護法第29条第7項第4号の規定に基づき、特別保護指定区域を指定すること。</p> <p>29 鳥獣保護法第34条第1項の規定に基づき、休猟区を指定すること。</p> <p>30 鳥獣保護法第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域を指定すること。</p> <p>31 鳥獣保護法第68条第1項の規定に基づき、猟区を認可すること。</p> <p>32 鳥獣保護法第72条第1項の規定に基づき、猟区の認可を取り消すこと。</p> <p>33 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき、土地掘削の許可をすること。</p> <p>34 温泉法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づき、土地掘削許可を受けた者の地位の承継を承認すること。</p> <p>35 温泉法第9条第1項の規定に基づき、第3条第1項の許可を取り消すこと。</p> <p>36 温泉法第10条の規定に基づき、原状回復を命ずること。</p> <p>37 温泉法第11条第1項の規定に基づき、増掘又は動力の装置の許可をすること。</p> <p>38 温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項又は第7条第1項の規定に基づき、増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継を承認すること。</p> <p>39 温泉法第12条第1項の規定に基づき、温泉の採取の制限を命ずること。</p> <p>40 温泉法第14条第1項の規定に基づき、影響を防止するために必要な措置を命ずること。</p> <p>41 温泉法第15条第1項の規定に基づき、温泉利用の許可をすること。</p> <p>42 温泉法第16条第1項又は第17条第1項の規定に基づき、温泉利用の許可を受けた者の地位の承継を承認す</p>
--	---	---

			<p>ること。</p> <p>43 温泉法第19条第1項の規定に基づき、分析施設の登録をすること。</p> <p>44 温泉法第25条の規定に基づき、登録分析機関の登録を取り消すこと。</p> <p>45 温泉法第31条第1項の規定に基づき、温泉利用の許可を取り消すこと。</p>
<p>県民生活課</p>	<p>1 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づき、救助を行うこと。</p>	<p>1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）第58条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>2 生協法第95条第3項の規定に基づき、組合の解散を命ずること。</p> <p>3 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第23条第1項並びに第47条第1項並びに特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第19条第1項から第3項までの規定に基づき、業務の停止を命ずること。</p> <p>4 特定商取引に関する法律第39条第1項から第3項まで及び第57条第1項並びに特定商取引に関する法律施行令第19条第1項の規定に基づき、取引の停止を命ずること。</p> <p>5 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の3の32第2項並びに割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第33条第1項第2号及び第2項第2号の規定に基づき、業務の停止を命ずること。</p> <p>6 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）第11条の規定に基づ</p>	<p>1 生協法第69条第1項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。</p> <p>2 生協法第95条第2項の規定に基づき、組合の事業の停止を命ずること。</p> <p>3 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第7条の規定に基づき、違反行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示すること。</p> <p>4 不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づき、違反行為を取りやめさせるため、又は違反行為が再び行われることを防止するため内閣総理大臣に対し、適切な措置をとるべきことを求めること。</p> <p>5 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第6条第3項の規定に基づき、同条第2項の規定による指示に従わなかつたとき、その旨を公表すること。</p> <p>6 国民生活安定緊急措置法第7条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による指示に従わなかつたとき、その旨を公表すること。</p> <p>7 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）第4条第2項の規定に基づき、同条第1項の規定による指示に従わなかつたとき、特定物資の売渡しをすべきことを命ずること。</p> <p>8 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第4条第4項の規定に基づき、同条第3項の規定による協議をすることができず、又は協議が整わないと認</p>

	<p>き、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部の停止を命ずること。</p> <p>7 災害救助法第24条第1項の規定に基づき、救助に関する業務に従事させること。</p> <p>8 災害救助法第25条の規定に基づき、救助に関する業務に協力させること。</p> <p>9 災害救助法第26条第1項の規定に基づき、病院等の施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者にその取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。</p> <p>10 貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項及び第24条の6の5第1項の規定に基づき、登録を取り消すこと。</p> <p>11 貸金業法第24条の6の4第2項の規定に基づき、貸金業者の役員解任を命ずること。</p> <p>12 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第31条第2項の規定に基づき、解散の認定を行うこと。</p> <p>13 特定非営利活動促進法第32条第2項の規定に基づき、残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証を行うこと。</p> <p>14 特定非営利活動促進法第43条第1項又は第2項の規定に基づき、設立の認証を取り消すこと。</p> <p>15 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）</p>	<p>めるときに、裁定を行うこと。</p> <p>9 沖縄県消費生活条例（平成17年沖縄県条例第67号。以下「消費生活条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、事業者に対し危害商品等の製造若しくは販売の中止、回収その他必要な措置を講ずるよう指導し又は勧告すること。</p> <p>10 消費生活条例第14条の規定に基づき、危害商品等の名称、これを供給する事業者の氏名若しくは名称又は住所その他事業者を特定する情報を消費者に提供すること。</p> <p>11 消費生活条例第19条第2項の規定に基づき、違反事業者に対し県基準を遵守するよう勧告すること。</p> <p>12 消費生活条例第22条第1項の規定に基づき、違反事業者に対し不当な取引行為を是正するよう勧告すること。</p> <p>13 消費生活条例第23条の規定に基づき、不当な取引行為により消費者に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合に、直ちに当該商品又は役務の名称、取引方法、当該事業者の氏名若しくは名称又は住所その他特定する情報を消費者に提供すること。</p> <p>14 消費生活条例第26条の規定に基づき、特定生活関連物資を指定し、又は解除を行うこと。</p> <p>15 消費生活条例第27条第2項の規定に基づき、特定生活関連物資の売渡し、価格の引下げその他必要な措置を講ずるよう勧告すること。</p> <p>16 消費生活条例第32条の規定に基づき、消費者訴訟の援助を行うこと。</p> <p>17 消費生活条例第33条第2項の規定に基づき、貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除すること。</p> <p>18 消費生活条例第39条第1項の規定に基づき、事業者の氏名若しくは名称又は住所その他必要な事項を公表すること。</p> <p>19 特定商取引に関する法律第7条、第14条第1項及び第2項、第22条、第38条第1項から第4項まで、第46条並びに第56条並びに特定商取引に</p>
--	--	--

		<p>第27条の規定に基づき、指定地方行政機関の長等に対し、必要な要請をし、又は必要な勧告若しくは指示をすること。</p> <p>16 交通安全対策基本法第28条の規定に基づき、海上交通又は航空交通安全について交通安全基本計画又は交通安全業務計画の作成又は実施に関し、必要な要請をすること。</p>	<p>関する法律施行令第19条第1項から第3項までの規定に基づき、必要な措置をとるべきことを指示すること。</p> <p>20 特定商取引に関する法律第60条第2項及び特定商取引に関する法律施行令第19条第4項から第6項までの規定に基づき、同法第60条第1項の規定による申出に対して、同法に基づく措置その他適当な措置をとること。</p> <p>21 割賦販売法第35条の3の21及び割賦販売法施行令第33条第1項第1号及び第2項第1号の規定に基づき、業務の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>22 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第10条の規定に基づき、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務に関し必要な措置をとるべきことを指示すること。</p> <p>23 災害救助法第30条第1項の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること。</p> <p>24 災害救助法第32条の規定に基づき、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託すること。</p> <p>25 計量法（平成4年法律第51号）第38条の規定に基づき、指定期検査機関の指定を取り消し、又は検査業務の停止を命ずること。</p> <p>26 計量法第113条の規定に基づき、計量証明事業の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p> <p>27 計量法第121条第2項において準用する同法第38条の規定に基づき、指定計量証明検査機関に対し、その指定を取り消し、又は検査業務の停止を命ずること。</p> <p>28 計量法第168条の8及び計量法施行令（平成5年政令第329号）第41条第1項の規定に基づき、同法第67条に定める特殊容器指定製造者の指定の取消しを行うこと。</p> <p>29 計量法第168条の8及び計量法施行令第41条第2項の規定に基づき、</p>
--	--	---	---

			<p>同法第132条に定める適正計量管理事業所の指定の取消しを行うこと。</p> <p>30 貸金業法第24条の6の3の規定に基づき、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずること。</p> <p>31 貸金業法第24条の6の4第1項の規定に基づき、業務の停止を命ずること。</p> <p>32 特定非営利活動促進法第42条の規定に基づき、改善のために必要な措置を命ずること。</p>
<p>生活衛生課</p>	<p>1 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、入浴料金を指定すること。</p>		<p>1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条の規定に基づき、死体を解剖に付すること。</p> <p>2 と畜場法（昭和28年法律第114号）第18条第1項の規定に基づき、と畜場の設置の許可を取り消すこと。</p> <p>3 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第8条第3項の規定に基づき、狂犬病の発生を厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>4 狂犬病予防法第15条の規定に基づき、犬又はその死体の移動等を禁止し、又は制限すること。</p> <p>5 狂犬病予防法施行細則（昭和47年沖縄県規則第51号）第12条の規定に基づき、技術員の指定を取り消すこと。</p> <p>6 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第7条第1項（同法第8条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、化製場、死亡獣畜取扱場、魚介類等を原料とする油脂等の製造の施設等の設置の許可を取り消し、又はその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずること。</p> <p>7 公衆浴場法施行条例（昭和47年沖縄県条例第16号）第3条第1項第1号の規定に基づき、公衆浴場の配置基準の特例を認めること。</p> <p>8 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生活衛生適正化法」という。）第9条第1項の規定に基づき、組合の適正化規程又はそ</p>

			<p>の変更を認可すること。</p> <p>9 生活衛生適正化法第24条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>10 水道法（昭和32年法律第177号）第26条の規定に基づき、水道用水供給事業の経営を認可すること。</p> <p>11 水道法第37条の規定に基づき、水道事業者等に給水の停止を命ずること。</p> <p>12 水道法第40条第1項の規定に基づき、水道事業者等に水道水の緊急応援を命ずること。</p> <p>13 水道法第42条第1項の規定に基づき、水道施設等の買収を認可すること。</p> <p>14 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第19条の規定に基づき、墓地等の許可を取り消すこと。</p> <p>15 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第8条の規定に基づき、食鳥処理の事業の許可を取り消し、又は同事業の停止を命ずること。</p>
--	--	--	---

別表第3福祉保健部の表医務課の項統括監専決事項の欄中第11号及び第12号を削り、同表福祉保健部の表国保・健康増進課の項課名の欄中「国保・健康増進課」を「健康増進課」に改め、同項部長等専決事項の欄第1号を削り、同項統括監専決事項の欄中第4号及び第5号を次のように改める。

- 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第1項の規定に基づき、特定感染症指定医療機関の指定について厚生労働大臣と協議すること。
- 5 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定に基づき、臨時予防接種を指示し、又は実施すること。

別表第3福祉保健部の表国保・健康増進課の項統括監専決事項の欄中第6号から第8号までを削り、同項の次に次のように加える。

<p>国民健康保険課</p>		<p>1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第108条第4項の規定に基づき、組合又は連合会の解散を命ずること。</p>	<p>1 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。）附則第38条の規定によりなおその効力を有することとされた平成18年改正法第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第60条第4項の規定に基づき、督促状の指定期限までに拠出金等の完納がない保険者に対し、基金の請求を受けて国税滞納処分の例により処分を行うこと。</p>
----------------	--	---	---

			<ol style="list-style-type: none"> 2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第44条第4項及び第124条の規定に基づき、督促状の指定期限までに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の完納がない保険者に対し、支払基金の請求を受けて国税滞納処分の例により処分を行うこと。 3 国民健康保険法第89条第1項の規定に基づき、国民健康保険診療報酬審査委員会が報告、出頭等を求めることを承認すること。 4 国民健康保険法第108条第1項の規定に基づき、組合又は連合会に必要な措置を命ずること。 5 国民健康保険法第108条第2項又は第3項の規定に基づき、役員全部又は一部の改任を命じ、又は改任すること。
--	--	--	---

別表第3福祉保健部の表薬務衛生課の項課名の欄中「薬務衛生課」を「薬務疾病対策課」に改め、同項知事決裁事項の欄第1号及び部長等専決事項の欄第1号を削り、同項統括監専決事項の欄中第1号から第17号までを削り、第18号を第1号とし、第19号から第21号までを17号ずつ繰り上げ、同表観光商工部の表を次のように改める。

商工労働部

課名	知事決裁事項	部長等専決事項	統括監専決事項
産業政策課			<ol style="list-style-type: none"> 1 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第12条の規定に基づき、砂利採取業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。 2 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の10の規定に基づき、採石業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。 3 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第4条第1項の規定に基づき、公共用施設整備計画を作成すること。 4 発電用施設周辺地域整備法第10条第1項の規定に基づき、利便性向上等事業計画を作成すること。 5 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第38条第1項の規定に基づき、第一種製造業者等の許可を取り消し、又はその製造等の停止を命ずること。

			<p>6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第26条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p> <p>7 液化石油ガス法第35条の3の規定に基づき、認定を受けた保安機関の認定を取り消すこと。</p> <p>8 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第8条の規定に基づき、製造業者又は販売業者の許可を取り消すこと。</p> <p>9 火薬類取締法第44条の規定に基づき、製造業者又は販売業者の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。</p> <p>10 武器等製造法（昭和28年法律第145号）第20条において準用する同法第6条の規定に基づき、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の許可を取り消すこと。</p> <p>11 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下「電気工事業法」という。）第17条第2項の規定に基づき、電気工事業者であつた者又はその一般承継人に電気工事の差止めを命ずること。</p> <p>12 電気工事業法第28条第1項の規定に基づき、電気工事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p>
<p>商工振興課</p>		<p>1 沖縄県伝統工芸産業振興条例（昭和48年沖縄県条例第72号）第2条の規定に基づき、伝統工芸製品を指定すること。</p> <p>2 沖縄県伝統工芸産業振興条例第10条の規定に基づき、伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき計画を策定すること。</p> <p>3 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第86条の規定に基づき、組合</p>	<p>1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項の規定に基づき、作成された伝統的工芸品産業に関する振興計画について意見を付して、これを経済産業大臣に送付すること。</p> <p>2 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令（昭和49年政令第177号）第5条第1項の規定に基づき、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項の認定を行うこと。</p> <p>3 商調法第15条の規定に基づき、紛争をあっせんし、又は調停をすること。</p>

		<p>の解散を命ずること。</p> <p>4 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号。以下「商調法」という。）第10条の規定に基づき、小売市場の建物の貸付け又は譲渡の許可を取り消すこと。</p> <p>5 商調法第17条の規定に基づき、紛争の当事者に勧告すること。</p>	
<p>企業立地推進課</p>	<p>1 沖縄振興特別措置法第35条第1項又は第5項の規定に基づき、産業高度化地域の指定又はその指定の解除若しくは変更を主務大臣に申請すること。</p> <p>2 沖縄振興特別措置法第41条第1項の規定に基づき、自由貿易地域の指定の申請を行うこと。</p> <p>3 沖縄振興特別措置法第42条第1項又は第4項の規定に基づき、特別自由貿易地域の指定又はその指定の解除若しくは変更の申請を行うこと。</p> <p>4 沖縄振興特別措置法第52条第4項、第5項又は第7項の規定に基づき、特別自由貿易地域活性化計画の認定、変更又は取り消しを行うこと。</p>	<p>1 工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）第3条第4項の規定に基づき、工業の再配置計画に関し、経済産業大臣に意見を申し出ること。</p>	<p>1 沖縄振興特別措置法第35条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、産業高度化地域の指定又はその指定の解除若しくは変更の申請について関係市町村長の意見を聴くこと。</p> <p>2 沖縄振興特別措置法第41条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、自由貿易地域の指定申請について関係市町村長の意見を聴くこと。</p> <p>3 沖縄振興特別措置法第42条第2項の規定に基づき、特別自由貿易地域の指定申請について関係市町村長の意見を聴くこと。</p> <p>4 工場立地法（昭和34年法律第24号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、特定工場の設置に関し必要な事項について勧告すること。</p> <p>5 工場立地法第10条第1項の規定に基づき、特定工場の新設等に関し変更を命ずること。</p> <p>6 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）第9条第2項ただし書の規定に基づき、使用料を返還すること。</p> <p>7 沖縄自由貿易地域及び沖縄特別自由貿易地域内施設の設置及び管理に関する条例第10条の規定に基づき、使用料の減免をすること。</p>

経営金融課

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 商工会法（昭和35年法律第89号）第24条（同法第55条の15において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商工会連合会の設立を認可すること。 2 商工会法第51条第1項（同法第58条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商工会連合会に警告を発し、又は業務の一部を停止し、若しくは設立の認可を取り消すこと。 3 商工会法第51条第2項（同法第58条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商工会連合会に警告を発し、又は設立の認可を取り消すこと。 4 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第59条第1項第1号の規定に基づき、商工会議所に警告を発し、又は業務の一部を停止すること。 5 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第106条第2項の規定に基づき、中央会に解散を命ずること。 6 沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（昭和47年沖縄県規則第118号）第8条の規定に基づき、貸与事業の中止の承認をすること。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 商工会法第24条及び商工会法第60条の規定により都道府県知事が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）第1項第2号の規定に基づき、商工会の設立を認可すること。 2 商工会法第51条第1項の規定に基づき、商工会に警告を発し、又は業務の一部を停止し、若しくは設立の認可を取り消すこと。 3 商工会法第51条第2項の規定に基づき、商工会に警告を発し、又は設立の認可を取り消すこと。 4 商工会法第51条第3項の規定に基づき、商工会の地区の変更又は解散を勧告すること。 5 商工会法第51条第4項の規定に基づき、商工会の設立の認可を取り消すこと。 6 商工会法第52条の2第5項において準用する同法第24条及び商工会法第60条の規定により都道府県知事が処理する事務に関する政令第1項第8号の規定に基づき、商工会の合併を認可すること。 7 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「中小企業団体組織法」という。）第5条の17第1項又は第42条第1項の規定に基づき、協業組合、商工組合及び商工組合連合会の設立を認可すること。 8 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協業組合の解散を命ずること。 9 中小企業団体組織法第67条及び第69条第1項から第3項までの規定に基づき、商工組合又は商工組合連合会に必要な措置の命令を発し、又は解散を命ずること。 10 中小企業団体組織法第95条第4項の規定に基づき、事業協同組合から協業組合への組織変更を認可すること。 11 中小企業団体組織法第96条第5項の規定に基づき、商工組合から事業 |
|---|---|

			<p>協同組合への組織変更を認可すること。</p> <p>12 中小企業団体組織法第97条第2項において準用する第96条第5項の規定に基づき、事業協同組合から商工組合への組織変更を認可すること。</p> <p>13 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、信用協同組合、火災共済協同組合及び企業組合（以下「組合」という。）の設立を認可すること。</p> <p>14 中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、組合の合併を認可すること。</p> <p>15 中小企業等協同組合法第106条第1項及び第2項の規定に基づき、組合に必要な措置の命令を発し、又は解散を命ずること。</p> <p>16 沖縄県小規模企業者等設備導入資金貸付規則第10条の規定に基づき、貸付金の償還の免除の申請及び承認をすること。</p> <p>17 沖縄県中小企業高度化資金貸付規則（昭和50年沖縄県規則第11号）第9条の規定に基づき、貸付の決定を取り消し、又はその内容若しくは条件を変更すること。</p> <p>18 沖縄県中小企業高度化資金貸付規則第11条第1項の規定に基づき、貸付金の貸借契約の内容を変更すること。</p> <p>19 沖縄県中小企業高度化資金貸付規則第19条第1項の規定に基づき、貸付金を償還期限前に償還させること。</p>
<p>雇用政策課</p>			<p>1 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第4条第3項の規定に基づき、改善計画を認定すること。</p> <p>2 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第5条第3項において準用する同法第5条第1項の規定に基づき、改善</p>

			<p>計画の変更を認定すること。</p> <p>3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づき、改善計画の認定を取り消すこと。</p> <p>4 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第8条第3項の規定に基づき、改善計画を認定すること。</p> <p>5 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第9条第3項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、改善計画の変更を認定すること。</p> <p>6 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、改善計画の認定を取り消すこと。</p>
<p>労政能力開発課</p>	<p>1 労働委員会の委員を任免すること。</p>	<p>1 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、職業能力開発計画を定めること。</p> <p>2 職業能力開発促進法第36条の規定に基づき、職業訓練法人の設立を認可すること。</p> <p>3 職業能力開発促進法第40条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の解散を認可すること。</p> <p>4 職業能力開発促進法第42条の規定に基づき、職業訓練法人の設立の認可を取り消すこと。</p> <p>5 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第61条の規定に基づき、職業能力開発協会の設立を認可すること。</p> <p>6 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第70条第2項の規定に基づき、職業能力開発協会の解散を認可すること。</p> <p>7 労働委員会の特別調整</p>	<p>1 職業能力開発促進法第7条第3項の規定に基づき、関係事業主の団体に職業訓練の実施について勧告をすること。</p> <p>2 職業能力開発促進法第24条第3項の規定に基づき、職業訓練の認定の取消しをすること。</p> <p>3 職業能力開発促進法第29条第2項の規定に基づき、職業訓練指導員の免許を取り消すこと。</p> <p>4 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、職業能力開発協会の定款の変更を認可すること。</p> <p>5 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第64条第2項の規定に基づき、職業能力開発協会の役員を選任を認可すること。</p> <p>6 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第71条の規定に基づき、職業能力開発協会の清算人を選任すること。</p> <p>7 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第72条第1項の規定に基づき、職業能力開発協会の残余財産の処分を認可すること。</p> <p>8 職業能力開発促進法第90条において準用する同法第75条の規定に基づ</p>

		<p>委員を任免すること。</p> <p>8 労働組合法第18条第1項の規定に基づき、労働協約を地域的に拡張して適用を受けるべきことを決定すること。</p>	<p>き、職業能力開発協会に対して運営を是正すべき旨を勧告し、又はその業務の停止等の処分をすること。</p> <p>9 労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦を求めること。</p> <p>10 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第18条第5号の規定に基づき、公益事業等に関する事件について労働委員会に調停を請求すること。</p> <p>11 地方公営企業等の労働関係に関する法律第14条第5号の規定に基づき、労働委員会に調停を請求すること。</p> <p>12 地方公営企業等の労働関係に関する法律第15条第5号の規定に基づき、労働委員会に仲裁を請求すること。</p> <p>13 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第92条第3項及び第93条第2項の規定に基づき、金庫の業務等を検査すること。</p> <p>14 労働金庫法第94条において準用する銀行法（昭和56年法律第59号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、金庫等に報告及び資料の提出を求めること。</p> <p>15 労働金庫法第94条において準用する銀行法第25条第1項及び第2項の規定に基づき、金庫等の立入検査を行うこと。</p>
--	--	--	---

別表第3 観光商工部の表の次に次の1表を加える。
文化観光スポーツ部

課名	知事決裁事項	部長等専決事項	統括監専決事項
観光政策課			<p>1 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条第1項（同法第6条の3第2項又は第6条の4第2項において準用する場合を含む。）及び旅行業法施行令（昭和46年政令第338号）第5条第1項の規定に基づき、旅行業者の登録等を拒否すること。</p> <p>2 旅行業法第6条第1項及び旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づ</p>

			<p>き、旅行者代理業者の登録を拒否すること。</p> <p>3 旅行業法第7条第5項の規定に基づき、旅行者の登録を取り消すこと。</p> <p>4 旅行業法第19条又は旅行業法施行令第5条第1項の規定に基づき、旅行者等の業務の停止を命じ、又は登録を取り消すこと。</p> <p>5 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第21条第1項の規定に基づき、通訳案内士の登録を拒否すること。</p> <p>6 通訳案内士法第25条第1項及び第26条の規定に基づき、通訳案内士の登録を抹消すること。</p> <p>7 通訳案内士法第33条第1項の規定に基づき、通訳案内士を処分すること。</p> <p>8 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号。以下「外客旅行容易化法」という。）第24条第2項において準用する通訳案内士法第21条第1項の規定に基づき、地域限定通訳案内士の登録を拒否すること。</p> <p>9 外客旅行容易化法第24条第2項において準用する通訳案内士法第25条第1項及び第26条の規定に基づき、地域限定通訳案内士の登録を抹消すること。</p> <p>10 外客旅行容易化法第24条第3項において準用する通訳案内士法第33条第1項の規定に基づき、地域限定通訳案内士を処分すること。</p>
--	--	--	---

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

沖縄県教育委員会

委員長 中野 吉三郎

沖縄県教育委員会規則第2号

沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）第2条第8号の規定により設置される文化観光スポーツ部の長（以下「部長」という。）に委任する。ただし、沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）第2条第3項ただし書の規定による認定に関する事務にあつては、知事が定める沖縄県立博物館・美術館の組織に関する規則の規定により設置される館長に委任する。

- (1) 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）及び沖縄県立博物館・美術館管理規則（以下「条例等」という。）の改正及び廃止に関すること。
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び沖縄県立博物館・美術館管理規則第12条第1項の規定による博物館・美術館協議会の委員の任免に関すること。

(合議等)

第3条 前条の規定により事務の委任を受ける者は、当該事務の執行について、この規則以外の教育委員会規則その他の規程により教育委員会又はその補助職員に対し、合議、協議、報告等（以下「合議等」という。）を要する定めのある事務については、合議等を行わなければならない。

- 2 前条の規定にかかわらず、委任された事務に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、あらかじめ、その処理方針について、教育委員会の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際条例等の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては部長に委任されることとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、部長がした処分その他の行為又は部長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(沖縄県教育庁組織規則の一部改正)

- 3 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第8号を次のように改める。

- (8) 博物館・美術館に関すること（沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第2号）により委任される事務に関するものを除く。）。

(沖縄県立教育機関組織規則の一部改正)

- 4 沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）」を削る。

第4条を削り、第4条の2を第4条とする。

第6条を次のように改める。

(職制等)

第6条 総合教育センター、図書館、埋蔵文化財センター及び青少年の家（以下「教育機関」という。）に、所長又は館長（以下「所長等」という。）を置く。

- 2 所長等は、上司の命を受け、当該教育機関が所掌する事務を掌理する。

第7条及び第8条を削り、第9条を第7条とする。

第9条の2の表中「総合教育センター（総務班を除く。） 博物館・美術館」を「総合教育センター（総務班を除く。）」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とし、第11条の2を第11条とする。

第12条第1項中「及び博物館・美術館」を削る。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条を第21条とする。

第18条中「第7条から第16条まで」を「第6条から第18条まで」に改め、同条の表中

	学芸員	上司の命を受け、博物館・美術館の専門的事務に従事する。	及び
	学芸員補	上司の命を受け、学芸員の職務を助ける。	を削り、同条を

第20条とする。

第17条を第19条とする。

第16条中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第18条とする。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を削り、第12条の4を第15条とする。

第12条の3第1項中「、博物館・美術館」を削り、同条を第14条とする。

第12条の2を第13条とする。

(沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則の一部改正)

5 沖縄県教育委員会の所管する職員の勤務時間及び勤務時間の割り振り等に関する規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「沖縄県立博物館・美術館、沖縄県立埋蔵文化財センター、」を「沖縄県立埋蔵文化財センター及び」に改める。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
---	--